

# 【必見】

## 1 受講手数料について

受講手数料については、「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例」が制定され、本年4月1日から、5,100円と改定されていますので、間違いのないようにお願いします。

なお、受講手数料については鹿児島県収入証紙で納めていただく必要がありますが、会場では販売しておりませんので、必ず、前日までに最寄りの警察署等にある交通安全協会等の証紙販売所で購入するようにお願いします。

また、郵便局等で販売している収入証紙とは異なりますので併せて間違いのないようにお願いします。

受講日にお忘れの場合は、現金やオンラインによる決済はできず、受講を見合わせていただくこととなりますので、お忘れのないようにお願いします。

## 2 受講者について

本講習は、安全運転管理者又は副安全運転管理者に受講していただく講習です。

安全運転管理者又は副安全運転管理者の都合がつかない場合には、別日時・別会場で受講していただくようにお願いします。

その他、選任替えを前提とする場合を除き、代理人による受講は認められていません。ただし、選任替えを前提として受講した場合には、受講後、速やかに警察署へ選任替えの届出をしていただくようにお願いします。

## 3 安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講申出書の記載要領等について

安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講申出書については、同封の「受講申出書記載例」を参考に来場前に記載の上、受付に提出してください。

## 4 受付について

受付は混雑が予想されます。

いずれの会場も午前9時から受付を開始しますので、早めの来場をお願いします。

なお、講習開始時刻に遅れた場合には、受講を見合わせていただくこととなりますので、混雑等を見越して来場ください。

## 5 安全運転管理者等の変更等の届出について

安全運転管理者等の届出事項に変更が生じた場合には、速やかに警察署へ変更等の届出をお願いします。

なお、変更等の届出を受けて、再度、安全運転管理者等へ講習通知を送付することはありませんので、講習通知等を後任者等へ引き継ぐようにお願いします。